

一般社団法人障害治療研修所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人障害治療研修所と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は主たる事務所を千葉県千葉市稲毛区小仲台6-19-19 Myビルに置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、障害の治療に関する以下の事業を行う。

1. 低血糖症及び発達障害に関する学術及び治療技術の振興を目的とする事業
2. 低血糖症及び発達障害の患者及びその家族等の交流及び研修を目的とする事業
3. 低血糖症及び発達障害の患者の心身の健全な発達および、豊かな人間性の形成に寄与することを目的とする事業
4. 下部組織として「低血糖症治療の会」及び「発達障害治療の会」を設ける。
5. 前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告はインターネット上の当会ホームページに公開することにより行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとするものは、理事会が別に定める方法により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、正当な事由がない限り、前項のものの入社を認めなければならない。
- 3 理事長は、前第1項のものの入社を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第6条 社員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格の喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 成年被後見人または被保佐人になったとき
3. 死亡し、若しくは失跡宣言を受け、または解散したとき

4. 除名されたとき
5. 総社員の同意があったとき

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、別に定める退社届を提出するものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

2 この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ社員総会において弁明する機会を与えるものとする。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(社員総会の権限)

第12条 社員総会は、次の事項について議決する。

- 1 定款の変更
- 2 理事及び監事の選任または解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 決算、計算書類等の承認
- 5 社員の除名
- 6 合併・解散
- 7 その他社員総会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催地)

第13条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(社員総会の招集)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 社員総会は、理事会の決定に基づいて理事長が招集する。

3 総社員の六分の一以上の社員の要望により、理事長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

4 監事は、理事長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(社員総会の招集の決定)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、理事長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より2週間前までに各社員に対して発する。

3 理事長は、社員総会を招集する場合には次に掲げる事項を定めなければならない。

1) 社員総会の日時及び場所

2) 社員総会の目的である事項があるときは、当該事項を明記する。

3) 社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることとする。

4) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、社員の過半数が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会に出席できない社員は、書面等の提出により、議決権の行使を委任することができる。又議長は総会でこの表決数を明示しなければならない。

3 以下の事項を決議する特別決議のときは、社員の過半数が出席し、なおかつ、全ての社員の3分の2以上の賛成を必要とする。

・社員の除名、監事の解任

・定款変更

・解散、合併

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。なお、議事録は、総会によって任命される議事録署名人によって確認される。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

理事 5名～7名

監事 1名～2名

2 当法人に、会計監査人を1名置くことができる。

3 理事のうち、1名を理事長とする。

4 理事のうち1名を常任理事とすることができる。

(選任等)

第21条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

3 理事長、常任理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の親族・関係者制限)

第22条 理事のうちには、各理事について、次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者及び三親等以内の親族

2. 当該理事と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

3. 当該理事の使用人及びその配偶者又は三親等以内の親族

2 前項のほか、理事のうちには、他の同一の団体(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして次に掲げる者である理事の合計が理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

2. 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、又は認可法人においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(理事の職務権限)

第23条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 常任理事は当法人の業務を執行する。

3 理事は、当法人の業務を分担執行する。

4 理事長、常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務権限)

第25条 会計監査人は、法令で定めるところにより、当法人の貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及びこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、会計に関する書類および資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

6 会計監査人は、前項の定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、その定時社員総会において再任されたものとみなす。

(解任)

第27条 役員及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

2 会計監査人の報酬等は、理事長が監事の同意を得てこれを定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

自己又は第三者のためにする当法人との取引

当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、役員及び会計監査人の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当法人は、外部役員及び会計監査人との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

当法人の業務執行の決定
理事の職務の執行の監督
理事長、常任理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 事務局

第37条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。事務局長は、常任理事が兼務する。
3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第7章 基金

(基金の拠出)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

- 1 事業報告
- 2 事業報告の附属明細書
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書（正味財産増減計算書）

5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項第3号及び第4号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に十年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

監査報告

会計監査報告

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が解散(破産による解散を除く)したときに残存する財産の帰属は、当法人と類似の事業を目的とする社団法人、財団法人及び社会福祉法人のうちから、社員総会の決議により定める。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(定款の施行日)

第45条 本定款は、平成27年3月〇〇日から施行する。

(法人の名称の変更)

第46条 当法人は、平成27年3月〇〇日より、法人の名称を「一般社団法人低血糖症治療の会」から、「一般社団法人障害治療研修所」へ変更する。

平成27年3月〇〇日

一般社団法人障害治療研修所 理事長 柏崎 久雄 印